



つくば市保健福祉部国民健康保険課

タイトル

国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求め、茨城県へ「要望書」及び「意見書」を提出

項目(あてはまるものすべてにチェック)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> イベント・会議等の事前周知依頼 | <input type="checkbox"/> イベント・会議等の取材依頼 |
| <input type="checkbox"/> イベント会議以外の事業の周知依頼 | <input type="checkbox"/> 参加者募集の告知依頼 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 () | |

全9枚(本紙含む)

つくば市では、下記のとおり茨城県に対して、国民健康保険制度納付金算定に対する要望を行います。なお、平成30年1月11日(木)に開催された市議会臨時会においても、「国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書」が決議されましたので、市議会とともに要望します。

- 日時 平成30年1月15日(月)午前10時
○場所 茨城県保健福祉部(厚生総務課内)
○要望者 つくば市長、つくば市議会議長ほか

・つくば市 「国民健康保険事業費納付金算定に対する要望書」

- (要望項目)
- 1 国保事業費納付金及び標準保険料率等の算定方法の精査及び明確な説明について
 - 2 自治体の現状に応じた算定方法の見直し
 - 3 国への算定方法の見直し要請
 - 4 国・県の国保事業費納付金への負担について
 - 5 県補助金等の新設

・つくば市議会 「国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の見直しを求める意見書」

- (意見項目)
- 1 国に対し、国民健康保険への国庫負担率の引き上げを求めること。
 - 2 保険料の引き上げとならないよう財政措置を講じること。
 - 3 県が算定した「国保事業費納付金」「標準保険料率」等の算定方法が不明瞭なため、明確な説明をすること。
 - 4 他の市町村に比べて増加する要因について、内容を明らかにすること。

<経緯>

平成30年度からの国民健康保険制度の広域化に伴い、平成29年11月24日付け、茨城県から当市へ示された平成30年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)の数値を受け、茨城県へ「要望書」及び「意見書」を提出するものです。

茨城県知事

大井川 和彦 様

国民健康保険事業費納付金算定
に対する要望書

平成30年1月11日

つくば市長 五十嵐立青

要 望 書

つくば市政につきましては、日頃から格別のご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 5 月に成立した『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』により、平成 30 年度から国民健康保険は都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は資格管理、保険給付、保険料（税）の賦課・徴収及び保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を担うことにより、都道府県と市町村が一体となって制度の安定化を図ることとなりました。

現在、国民健康保険料（税）は各自治体ごとに保険給付費に充てるため必要な保険料（税）を算定し、これに国庫負担金や交付金、調整交付金等を加え保険給付費を賄っているところであります。

国民健康保険制度は国民皆保険の根幹となる制度の特性上、高齢者や非正規労働者等の低所得者が大半を占める医療保険であります。

周辺市町村同様、当市でも年々高騰する医療給付費等により、赤字会計となっているため、一般会計からの繰入れを行っているところであります。

さて、平成 30 年度からの国民健康保険制度の改正にあたり、平成 29 年 11 月に国保事業費納付金の仮算定結果が示され、当市の現行の保険税率で試算し、比較検討をした結果、約 10 億円の赤字が見込まれることとなり、当市の被保険者への負担増、並びに一般会計からの繰出額

の増加につながり、被保険者の理解のみならず、被用者保険等に加入しているその他の市民の理解は到底得られないと考えられます。

国保事業費納付金算定については、国からガイドラインが示され、ガイドラインに基づき今回仮算定を行ったものであり、つくば市の国保事業費納付金仮算定においては、被保険者数の減少率及び年齢調整による納付金配分率において県内で上位に位置しており、今回の算定額になったものと県国民健康保険室からご説明をいただいております。

しかしながら、当市の被保険者数の減少率は県内で一番低いことは認識しておりますが、被保険者数は社会保険制度の改正や景気上昇による雇用の拡大により減少傾向にあるにも関わらず、医療費については、国保事業費納付金仮算定では自然増加分 1.92%の2箇年分を算定上見込んでおります。

また、年齢調整については、つくば市の被保険者の年齢構成が茨城県内においては比較的若いことは認識しておりますが、外国人留学生などの所得の低い者が多く含まれている実態があります。

以上により、保険税収入は被保険者の減少による減収、国保事業費納付金算定係数は自然増加分を見込んでいることなど、実態と算定根拠が相反しているため差分が拡大しているものと考えられます。

先にも述べましたが、当市は年々高騰する医療給付費等により、赤字会計となっているため、一般会計からの繰入れを行っているところであり、国保事業費納付金による負担増は、被保険者への大きな負担増、並びに一般会計からの繰入の増加による被用者保険等に加入しているその他の市民への負担増となります。

つきましては、当市国民健康保険制度の推進に必要となる政策や予算に関して、以下のとおり要望しますので、実現に向けて特段のご配慮をお願い申し上げます。

1 国保事業費納付金及び標準保険料率等の算定方法の精査及び明確な説明について

自治体として市民に対し説明責任を果たすため、県による算定方法の精査及び明確な説明を要望します。

2 自治体の現状に応じた算定方法の見直し

現行の国保事業費納付金等の算定では、所得水準が低く、医療費水準が高い自治体が国保事業費納付金の算定において低く算定される傾向にあり、国保特別会計が例年一般会計からの繰入による赤字補てんをしている自治体にあっても、所得水準が高く、医療費水準が低い自治体は国保事業費納付金が高く算定され、国保特別会計及び一般会計に多大な影響を及ぼすことから、各自治体の現状を見極めた上での算定方法に見直しを図ることを要望します。

3 国への算定方法の見直し要請

厚生労働省策定の現在のガイドラインでは、所得水準や医療費水準また年齢水準が同等であれば国保事業費納付金の算定に大きな差が出ることはないと思われるが、自治体により、年齢構成が若く医療費水準が低い自治体になると、国保事業費納付金が増加する傾向になり得るため、ガイドラインを被保険者減少に伴う保険税の課税調定額の減少を加味するように変更することを国に要請するよう要望します。

4 国・県の国保事業費納付金への負担について

医療費水準が低く、国保加入者年齢が低い当市においては、本来、国保業費納付金は低く算定されるべきであると考えており、医療費水準が高く、国保加入者年齢が高く国保事業費納付金が低い自治体の国保事業費納付金をカバーすることは、例年一般会計から赤字補てんを行っている当市や類似自治体にとっては大きな負担となるため、他の自治体をカバーするような国保事業費納付金の差分については、国・県が財政措置を講ずることを要望します。

5 県補助金等の新設

市町村による特定健診事業や出産育児一時金等の歳出が国保事業費納付金算定に含まれていないので、県補助金等を新設し充当することを要望します。

国民健康保険制度の広域化に伴う国保事業費納付金の 見直しを求める意見書

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」により、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となる等、国民健康保険制度が始まって以来の大改革が行われようとしている。

これにより、都道府県は、厚生労働省が策定した「国民健康保険納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」に従い、国民健康保険事業に必要な費用を市町村に「納付金」として割り当てを行い、市町村は、「標準保険料率」を参考にしながら国民健康保険税率を決定することになる。

国民健康保険は、被用者保険等に加入できない年金生活者、非正規労働者、無職者、自営業者などが加入する医療保険であり、つくば市では、約29,500世帯、約49,000人が加入している。

国民健康保険は、高齢者や低所得者が多く加入していることにより、医療費水準が高く、所得水準が低いため、保険料負担が重くなるという構造的な問題がある。また、社会保険と異なり事業者負担がないことから国民健康保険税が高額にならざるを得ないという状況にあり、保険税負担を軽減するため、多くの市町村が、国民健康保険特別会計への赤字繰入れを一般会計から行っているところである。

平成29年11月24日付け、茨城県から当市へ示された平成30年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）は、約70億2,800万円、必要保険料総額は、約63億2,700万円である。平成29年度と比較した場合、平成30年度の一人当たりの保険料は3,117円増加するという数値が示された。現行税率により平成30年度を推計した場合、現状と比較して、一般会計からの繰入れの著しい増加が見込まれることになる。これは、国保広域化の本来の目的である「将来的に一般会計からの繰入解消につなげる」と

いう趣意に逆行するものである。

さらに、納付金における当市の負担増が、県内他市町村への負担軽減に寄与していると考えられるが、積算根拠については、現時点で明確に示されていない。これには、国民健康保険加入者はもちろん、被用者保険に加入している市民には、到底理解が得られないものと容易に想像される。

社会保障制度としての国民健康保険制度を維持し、自治体及び市民負担の軽減のため、以下の点を実施するよう、見直しを強く求める。

- 1 国に対し、国民健康保険への国庫負担率の引上げを求めること。
- 2 保険税の引上げとならないよう財政措置を講じること。
- 3 県が算定した「国保事業費納付金」「標準保険料率」等の算定方法が不明瞭なため、明確な説明をすること。
- 4 他の市町村に比べて増加する要因について、内容を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年1月11日

つくば市議会

提出先 茨城県知事